

## 【意見募集要領】

「動物愛護管理のあり方について（案）（「動物取扱業の適正化」を除く）」等に関する御意見を募集いたしますので、御意見のある方は以下の要領に沿って御提出ください。

### 1．意見募集対象（添付資料）

- ・「動物愛護管理のあり方について（案）（「動物取扱業の適正化」を除く）」
- ・「動物取扱業の適正化について（案）」（「動物愛護管理のあり方について（案）（「動物取扱業の適正化」を除く）」との関係で新たな意見がある場合）

### 2．募集期間

平成23年11月8日（火）～平成23年12月7日（水）必着

### 3．意見の提出方法

下記[意見提出用紙]の様式により、郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法で提出してください。

郵送で送付される場合は、封筒等に「パブリックコメント在中」等とご記載願います。

電子メールで送付される場合は、書式形式をテキスト形式としてください（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います）。

同時に「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の概要」のパブリックコメントを実施中ですが、1通のファクシミリ及び電子メールで本件及び「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の概要」両方についてのパブリックコメントは原則受け付けられません。

なお、電話による御意見は受け付けておりませんので、御承知置きください。

#### [意見提出用紙]の様式

「動物愛護管理のあり方について（案）（「動物取扱業の適正化」を除く）」  
に関する意見

- 1．意見提出者名：（法人・団体の場合は法人・団体名及び代表者名並びに本件担当者氏名及び所属部署名）
- 2．住所：〒
- 3．連絡先電話番号、FAX番号、電子メールアドレス：
- 4．御意見：（案文の該当箇所を引用する場合はページも明記してください）

#### 4．意見提出先

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2  
メールアドレス：aigo-arikata@env.go.jp  
FAX：03 - 3581 - 3576

#### 5．資料の入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) のパブリックコメントのページを参照。
- (2) 環境省ホームページのパブリックコメント欄 (<http://env.go.jp/info/iken.html>) を参照。
- (3) 窓口における配布：  
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室  
(東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2 中央合同庁舎第5号館26階)

#### 6．注意事項

- (1) 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- (2) 11月26日は電気設備法定点検の影響により、ファクシミリの受信ができない時間帯がございますので御了承願います。また多数のご意見がファクシミリに寄せられることで回線が混み合うことがございます。そのため、ご意見を送信できない場合には、別の時間帯にお送りいただくか、郵送又は電子メールにて送付してください。
- (3) 本意見募集要領に即して記述されていない場合及び締切日までに到着しなかった場合は無効とさせていただきます。
- (4) 頂いた御意見については、住所、個人名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますのであらかじめ御承知置きください。なお、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- (5) 御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。